

瀬戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月10日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第28号

瀬戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市建築基準法施行細則（平成3年瀬戸市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可申請書)</p> <p>第3条 法第85条第3項若しくは第6項又は法第87条の3第3項若しくは第6項に規定する許可の申請をしようとする者は、許可申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p><u>2 法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定による許可の期間の延長に係る申請をしようとする者は、許可申請書の正本及び副本に、前項第1号から第3号までに掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(許可申請書)</p> <p>第3条 法第85条第3項若しくは第5項又は法第87条の3第3項若しくは第5項に規定する許可の申請をしようとする者は、許可申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。